

土 屋	さとし	公 明	個 人	九
-----	-----	-----	-----	---

(質問の事項及び要旨)

一介護予防・日常生活支援総合事業について

(一) 新しいルールの下、予防訪問介護と予防通所介護をどう確保していくか

(二) 今ある資源や仕組みを活用し、総合事業仕様にしていくことについて問う

【要旨】

団塊の世代が後期高齢者となる二〇二五年までは、高齢者や要介護者の増加が見込まれており、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていけるように地域包括ケアシステムの構築が求められ、国をあげて総合事業に取り組んでいるところである。

土屋 さとし

公 明

個 人

九

一―(一)(二)

はじめに、介護予防・日常生活支援総合事業の
ご質問にお答えします。

平成二十八年三月から介護予防・日常生活支援総合
事業を実施します。

住み慣れた地域で人とつながり、
多様なサービスで生活が送れるために、
担い手となる元気高齢者をはじめ、

NPO・社会福祉法人などと共に地域づくりに
取り組んでいくことが重要です。

地域の課題を把握し、共有した上で
既存の仕組みや資源を活用し、
地域の実情に合った
サービスの検討を行ってまいります。

(後頁へ続く)

土屋 さとし	公 明	個 人	九
--------	-----	-----	---

(前頁から続く)

また、予防給付のうち訪問介護・通所介護が
介護予防事業と共に、総合事業と位置付けられて、
事業当初は、介護予防・生活支援サービス事業の
訪問型サービスは、現行相当の
介護予防訪問介護サービスのみを実施します。

また、通所型サービスは、現行相当の
介護予防通所介護サービスと短期集中予防サービスの
元気アップマシントレーニング教室を実施し、
さらに、一般介護予防事業では、デイホーム事業や
おたっしや筋力アップ教室などを行います。

サービスの類型

○ 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。そこで、地域における好事例を踏まえ、以下のとおり、多様化するサービスの典型的な例を参考として示す。

①訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<p>○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース</p> <p>○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 <p>※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</p>	<p>○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進</p>		<p>・体力の改善に向けた支援が必要なケース</p> <p>・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース</p> <p>※3～6ヶ月の短期間で行う</p>	<p>訪問型サービスBに準じる</p>
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

②通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準 サービス 種別	現行の通所介護相当	多様なサービス		
		② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス 内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者と サービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3~6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

③その他の生活支援サービス

- その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)からなる。

土屋 さとし

公明

個人

九

(質問の事項及び要旨)

- 一、介護予防・日常生活支援総合事業について
- (三) 一般介護予防事業について

【要旨】

一般介護予防事業は、介護予防の一次予防事業、二次予防事業の区分をなくし、生活支援の仕組みに高齢者の社会参加を積極的に介護予防に組み入れることにより、担い手の介護予防につながり、さらには、地域の身近な場所で展開されるようにしていくものである。従来型では、事業内容や本人の状態により、介護予防、社会参加、生活支援の仕組みがバラバラであった。

担い手となる高齢者の介護予防と元気な高齢者が手助けをする高齢者を支える仕組みづくりにより、支え合って介護予防となり、この中から訪問型・通所型サービスA・Bのエキスパートも出てくる。

多様な事業主体ABCの創出よりも一般介護予防事業で何ができるかを優先して考え取り組むことであるが、区の考えを問う。

土屋 さとし	公明	個人	九
--------	----	----	---

【参考】

二次予防事業対象者とは、要介護状態等となるおそれの高い状態にあると六十五歳以上の人を対象としている。笑顔で長生き調査（基本チェックリスト）において、生活機能を、運動、栄養、口腔ケア、閉じこもり、物忘れ、こころについて該当があれば、事業対象としている。

一次予防事業対象者とは、第一号被保険者のすべての人とその支援者

土屋 さとし

公 明

個 人

九

一 (三)

次に、一般介護予防事業についてです。

介護予防とは、高齢者が要介護状態等になることの予防や、要介護状態等の軽減、悪化の防止を目的としています。

これからの介護予防の考え方について、機能回復訓練などの本人へのアプローチだけでなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、高齢者を取り巻く環境へのアプローチも含めた、バランスの良い対応が重要であると国より示されました。

北区では、今年度より、高齢者あんしんセンターごとに、おたっしや筋力アップ教室を設置し、地域ごとの介護予防事業に取り組んでいます。

(後頁へ続く)

土屋 さとし	公 明	個 人	九
--------	-----	-----	---

(前頁から続く)

具体的には、介護予防リーダーを配置し、自主グループ化に向けてプログラムを変更し、教室終了後も筋力アップ体操が継続できる試みを行っているところ です。

また、担い手づくりとして、介護予防リーダー養成講座や普及啓発のための介護予防講座を実施しております。

この取り組みを基盤として、四月以降は、一次予防事業と二次予防事業の区別なく、高齢者同士が、相互に支え合いながら地域づくりによる介護予防を推進してまいります。

土屋 さとし

公明

個人

九

一 介護予防・日常生活支援総合事業について

(四) 北区高齢者いきいきサポーター制度について

北区高齢者いきいきサポーター制度を、

一般介護予防の地域介護予防活動支援事業に

位置付け、(現在の活動内容に) 見守り・

話し相手等の介護支援サポーター活動を

追加できないか。

土屋 さとし

公 明

個 人

九

一 (四)

次に、高齢者いきいきサポーター制度について、お答えします。

高齢者いきいきサポーター制度は、平成二十七年三月に開始しました。

この制度は、第六期介護保険事業計画の地域介護予防活動支援事業としており、今後の地域の住民主体による支援活動の動向やいきいきサポーターの意向を把握しながら制度の拡充を図ってまいります。

土屋 さとし

公明

個人

九

(質問の事項及び要旨)

一、介護予防・日常生活支援総合事業について

(五) 地域リハビリテーション活動支援事業について

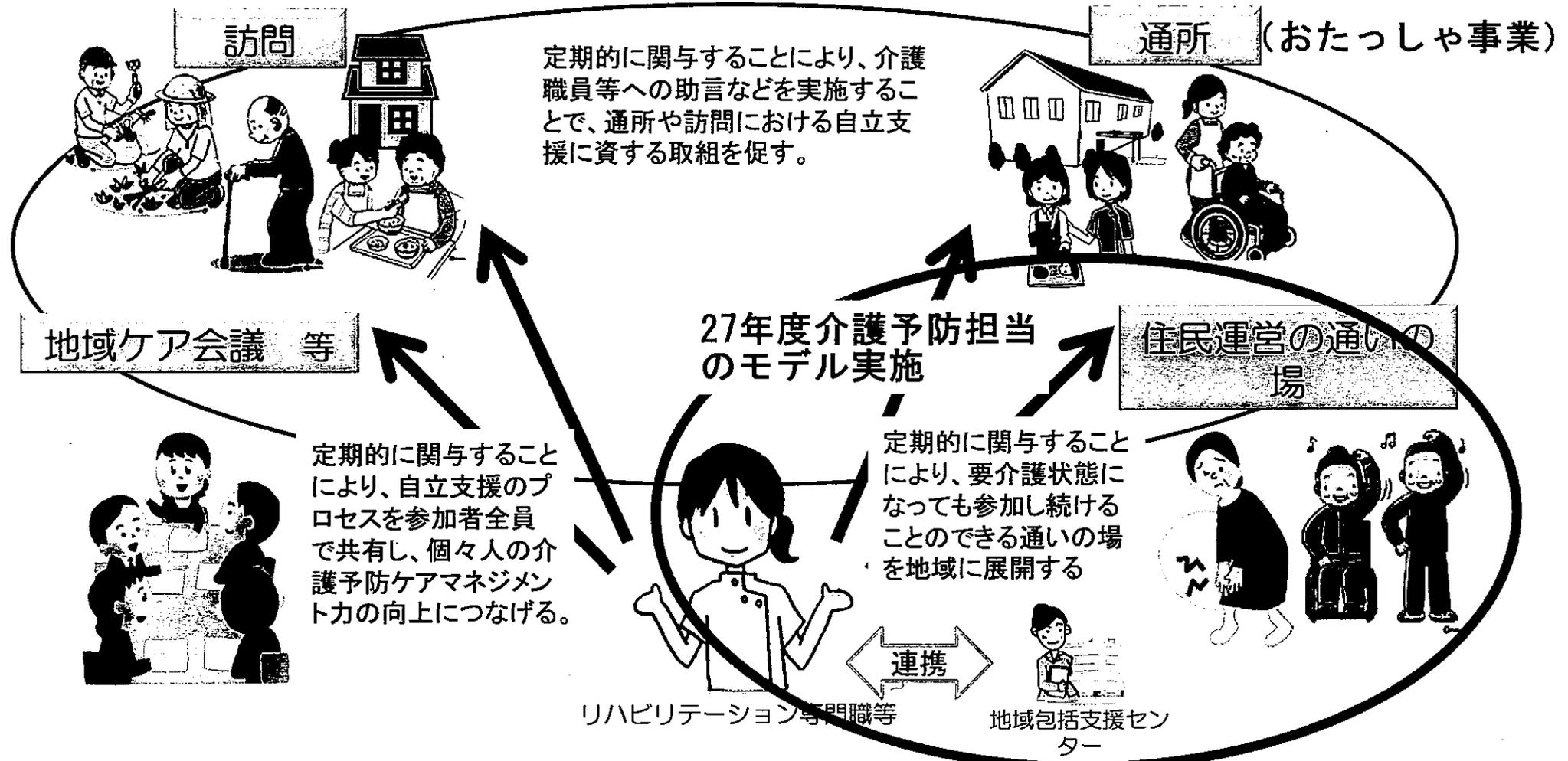
【要旨】

地域リハビリテーション活動支援事業は、機能回復訓練等の高齢者本人のアプローチのみならず、地域づくりとして高齢者を取り巻く環境のアプローチを含めたりリハビリテーション職を活かした自立支援に資する取組みで、介護予防の機能強化をする事業である。

地域における介護予防の取り組みを強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、住民運営の通いの場等リハビリ専門職の理学療法士・作業療法士が地域に出て慣らし事業ができないかを問う。

地域リハビリテーション活動支援事業の概要

○ 地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。



リハビリテーション専門職等は、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取組を地域包括支援センターと連携しながら総合的に支援する。

土屋 さとし

公 明

個 人

九

一 (五)

次に、地域リハビリテーション活動支援事業についてです。

この事業は、リハビリテーション専門職が、地域の介護予防事業に関与することで、その専門性を活かして高齢者および住民運営の通いの場等への支援を行うことを目的としております。

北区では、今年度より、地域のリハビリテーション専門職の機能団体である「北区リハビリテーションネットワーク」の協力を得て、高齢者あんしんセンターごとのおたっしや筋力アップ教室の自主グループ化を支援しているところです。

(後頁へ続く)

土屋 さとし

公 明

個 人

九

(前頁から続く)

また、国の事業で

「地域づくりによる介護予防推進支援事業」を

東京都が受託し、

北区がそのモデル自治体となり、

アドバイザーからの支援を受けつつ、

住民主体のつどいの場づくりにおいて、

より良いリハビリテーション専門職の支援を

検討しているところです。

今後、地域の実情を踏まえながら、

リハビリテーション専門職の的確な役割を

検討してまいります。

土屋

さとし

公明

個人

九

(質問の事項及び要旨)

一 介護予防・日常生活支援総合事業について

(六) 笑顔で長生き調査(基本チェックリスト)の

速やかな利用について

【要旨】介護予防・生活支援サービス事業を利用するためには、基本チェックリストによる判断と介護予防マネジメントが必要となる。

土屋 さとし

公 明

個 人

九

一一(六)

次に、笑顔で長生き調査についてです。

介護予防・日常生活支援総合事業を

円滑に利用していただくためには、

笑顔で長生き調査で、

運動・口腔・栄養・物忘れ・うつ状況・

閉じこもりなど、介護の原因となりやすい

生活機能について確認したうえで、

事業対象者を把握します。

今後、高齢者の自立支援を考慮し、

適切な介護予防ケアマネジメントのもとに、

速やかにサービスの提供を行ってまいります。

土 屋

さとし

公 明

個 人

九

(質問の事項及び要旨)

一 介護予防・日常生活支援総合事業について

(七) 訪問型サービスAについて

ア 総合事業を活用し、まちづくりをすすめる発想の転換について区の見解は

イ 訪問型サービスAの単価設定は

【要旨】住民参加型で多様な介護予防の仕組みを創るためには、地域に飛び出し、現場に出て社会資源を把握することが必要である。

総合事業のルールに合わせて事業を創るのではなく総合事業を手段として、まちづくりを進める発想の転換をするべきである。

訪問型サービスAでは、資格を有しない高齢者を担い手として緩和したサービスの提供ができる。

有償ボランティアの時給九百四十円より高く、ヘルパーの単価約三千円より低く、事業主体が成り立つ単価設定が必要である。

土屋 さとし

公 明

個 人

九

一一(七)ア・イ

つぎに、発想の転換による住民参加型サービスの創出についてです。

介護予防・日常生活支援総合事業を

始めるにあたっては、地域に出向き、

担い手となる元気高齢者やNPO・

社会福祉法人などの多様な主体と現状の把握に努め、

地域の皆さまと共に

協働による資源開発などを推進し、

住民参加型のサービスを創出してまいります。

高齢者が増加する現状においては、

介護等の資格を有しない元気な高齢者が、

生活支援の担い手として、支える側となり、

生きがいをもちながら、地域づくりに参加することは、

介護予防の観点からも有意義と考えております。

(後頁に続く)

土屋 さとし

公 明

個 人

九

(前頁から続く)

訪問型の住民参加型サービスの単価設定については、事業所における緩和の要件などを整理し、既存の料金体系などを考慮し検討してまいります。

土 屋

さとし

公 明

個 人

九

(質問の事項及び要旨)

- 一 介護予防・日常生活支援総合事業について
- (八) 担い手養成研修について

土屋 さとし

公 明

個 人

九

一一(八)

次に、訪問型サービスAの担い手養成研修の計画についてです。

生活支援サービスの担い手養成は、地域包括ケアシステムへの理解やささえあい体制の必要性などをテーマに講演会や地域ごとのグループワークなどを実施しております。

今後の研修については、先進自治体の研修実施状況などを把握し、計画してまいります。

土屋

さとし

公明

個人

九

(質問の事項及び要旨)

一 介護予防・日常生活支援総合事業について

(九) 北区シルバー人材センターの活用について

【要旨】訪問型サービスAの類型にシルバー人材センターの生活支援サービスを活用できないか

元気な高齢者が担い手となっているシルバー人材センターの仕事を増やし、会員に提供できる最大のチャンスである。

土屋 さとし	公 明	個 人	九
--------	-----	-----	---

一 (九)

次に訪問型サービスAにおける

北区シルバー人材センターの活用についてです。

家事援助サービス事業については、

活力ある地域づくりを目指し、

元気な高齢者が会員となり

地域の担い手として活躍しているところです。

今後、サービスの内容などを分析し、

高齢者が担い手となる訪問型サービスAの実施を、

北区シルバー人材センターと共に

検討してまいります。

土 屋	さとし	公 明	個 人	九
-----	-----	-----	-----	---

(質問の事項及び要旨)

一 介護予防・日常生活支援総合事業について

(十) ア 通所型サービスBの創出について

【要旨】

庁内で介護保険と地域振興の連携を図り、地縁による組織を巻き込んで、地域のたまり場などで住民主体型のサービスが創出できないか

土屋 さとし	公 明	個 人	九
--------	-----	-----	---

一(十)ア

次に、通所型サービスBについてです。

高齢者を地域で支えるためには、

庁内での各組織との連携が必要であると、

認識しております。

今後、地縁組織である町会自治会などが

開催しているサロンや食事会などの、

社会資源の活動実態を把握し、

住民主体による通所型サービスBについて、

検討してまいります。

土屋 さとし

公明

個人

九

(質問の事項及び要旨)

一、介護予防・日常生活支援総合事業について

(十) イ地域リハビリテーション活動支援事業の専門職による教室の開催について

【要旨】

地域リハビリテーション活動支援事業の専門職による教室の開催を区に伺う。

土屋 さとし	公 明	個 人	九
--------	-----	-----	---

一(十)イ

次に、地域リハビリテーション活動支援事業の専門職による教室の開催についてです。

今後、高齢者あんしんセンターごとの

おたっしや筋力アップ教室の自主グループが、

地域で活動する際に、

地域リハビリテーション活動支援として、

リハビリテーション専門職に、

参加者の心身機能の評価と見通しや、

参加者の状態にあった体操方法などについて、

具体的な相談、助言、技術支援を行っていく予定です。

介護予防・日常生活支援総合事業については、

住民主体で参加しやすく、専門職も関わり、

生きがいと役割づくりの場を、

地域に根差したものになるよう、

着実に推進してまいります。

土屋 さとし

公明

一般

九

(質問の事項及び要旨)

二 教育と福祉の連携について

(一) 子ども家庭部の移管について

ア 移管に関する教育長の考えについて

【要旨】

児童福祉部門と教育部門は別の執行機関であることや、国の所管官庁が違うことなどの理由で、連携した取り組みが困難な面があるが、子育て支援を所管している子ども家庭部全体の業務を教育委員会へ移管することについての教育長の考え方を問う。

二(一)ア

私からは、「教育と福祉の連携について」のご質問に順次お答えいたします。

まず、子ども家庭部の教育委員会への組織再編にかんするご質問です。

このたびの教育、子育てにかかわる組織改正は、放課後子ども総合プランをはじめ、

子どもや家庭、地域、学校等に対する諸施策を一元化し、より効果的・効率的に展開できる組織を目指しています。

このため、子ども家庭部が所管する事務の全てを、区長部局から教育委員会事務局に再編します。

教育委員会事務局を

「教育振興部」と「子ども未来部」の二部制とし、改正のメリットを最大限に生かし、

乳幼児期から青年期まで、成長の過程に応じた施策の総合的、かつ切れ目ない実施を図ってまいります。

土屋さとし

公明

個人

九

(質問の事項及び要旨)

二 教育と福祉の連携について

(一) 子ども家庭部の移管について

【要旨】

イ 近年の都市化、核家族化、少子化等に伴い、家庭における教育力の低下が指摘されている。これまで、教育委員会は学校教育を、子ども家庭部は子育て支援を所管していたが、乳幼児期から青年期まで、成長に応じた施策を、総合的に、切れ目なく実施する必要がある。児童福祉部門と教育部門は、国の所管庁が違うため、連携した組織の取り組みは困難ではないかと思われる。今回の組織統合で、児童福祉と教育の連携に関するガイドラインの策定について、区の見解を問う。

●ガイドライン↓愛知県で「児童福祉」と「教育」の連携に関するガイドラインを策定している。ガイドラインは、幼児教育、次代の親の育成、家庭教育支援、地域における子育て支援に関するもので、児童福祉部門と教育部門が連携して取り組むことが効果的なものについて定めている。

土屋さとし

公明

個人

九

二(一)イ

次に、教育と福祉の連携についてのうち、

今回の組織改正における児童福祉と教育の連携に
関するガイドラインの策定について、お答えします。

現在、「子育て」と「教育」の連携事業として、

小学校への円滑な接続を図るために、

「きらきら0(ゼロ)年生応援プロジェクト」により、
保幼小交流プログラムなど、幼稚園児・保育園児と
小学生との交流事業等を実施しています。

また、小学校入学を控えた子どもを持つ保護者を

対象に、小学校入学前の準備や不安解消を

テーマとした「小学校入学前子育てセミナー」を

開催し、小学校への円滑な接続を図る事業を

実施しています。

【次頁に続く】

土屋さとし

公明

個人

九

【前頁から続く】

今回の組織改正で、

子ども家庭部が教育委員会事務局に移行しますので、

「幼児教育」「家庭教育支援」

「地域における子育て支援」など、

「教育部門」と「子育て部門」の連携をさらに深め、

乳幼児期から成長に応じた施策を切れ目なく総合的に

推進していくよう、努めてまいります。

なお、ご紹介いただいた愛知県作成の

ガイドラインについては、十分参考とさせていただきます、

「教育部門」と「子育て部門」の連携に、

万全を期してまいります。

土屋 さとし

公明

個人

九

(質問の事項及び要旨)

二 教育と福祉の連携について

(二) 放課後子ども総合プランについて

ア 今後の導入見通し

【要旨】

平成二八年度から十九校で実施するが、残りの十八校の見通しを伺う。

土屋 さとし

公明

個人

九

二(二)ア

次に、放課後子ども総合プランについて、お答えします。

まず、今後の導入の見通しについてです。

「北区基本計画二〇一五」と

「北区教育ビジョン二〇一五」において平成三十一年度までに全小中学校で実施する計画としています。

国では、学校教育に支障のない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等の徹底的な活用を、促進方策としています。

学校の改築・改修や、児童数増による増築等も考慮する必要がありますが、効率的で安全な校舎の利活用について、学校と十分に協議を重ね、余裕教室等の活用を図ることを基本として、全校導入を進めてまいります。

土屋 さとし

公明

個人

九

(質問の事項及び要旨)

二 教育と福祉の連携について

(二) 放課後子ども総合プランについて

イ 一体型に類似する取組みについての見解

【要旨】

厚労省は、学童保育の待機児が増加しているという調査報告がされている。

学童保育は定員、面積や専任職員の基準があるが、放課後子供教室には定員等の基準はない。

江戸川区・渋谷区では、学童クラブに希望者全員を受け入れ、板橋区は児童福祉法の枠外として新しく条例を制定して、放課後健全育成事業に類似した取組みを行うなど、学童の待機児が増加し、整備しても追いつかない状況等の課題から類似事業を進めている。

他自治体が実施している一体型に類似した取組みに対する見解を伺う。

土屋 さとし

公明

個人

九

二(二)イ

次に、他自治体が実施している
一体型類似事業についてです。

平成二十六年七月の国の通知は、
一体型の放課後子ども総合プランについて、
全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、
同一の小学校内等で「放課後子供教室」と
「放課後児童クラブ」すなわち「学童クラブ」
の両事業を実施し、
共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が
「放課後子供教室」の活動プログラムに
参加できるもの、としています。
そして、一体型を実施するうえでは、
児童の生活の場である「学童クラブ」の機能を
十分に担保することが重要としています。

【次頁に続く】

(答 弁 案)

教育長答弁

学校地域連携担当課・子育て支援課

土屋 さとし

公明

個人

九

【前頁から続く】

北区としては、この通知の趣旨を踏まえ、引き続き、国が推奨する一体型の運営を実施してまいります。他自治体の取り組み状況等については、充分注視したいと考えます。

土屋 さとし

公明

個人

九

(質問の事項及び要旨)

二 教育と福祉の連携について

(二) 放課後子ども総合プランについて

ウ 活動プログラムの充実による

基礎的な学力定着への取組み

【要旨】

東京都の新規事業で、放課後子供教室で基礎学力向上等の活動プログラムを行う区市町村に対し、都単独の上乗せ補助を行うとしている。

教育ビジョンに掲げる重点施策である、基礎学力等の定着に沿うと考えるが見解を伺う。

放課後子供教室

◆活動プログラムの充実の趣旨
基礎学力向上等、特定のテーマに沿った取組みを推進することにより、次代を担う子供たちの育成を図る。

○概ね月1回(年12回)以上、年間を通して実施する活動が対象

◆都の上乗せ補助
教育活動推進員(地域リーダー・学習アドバイザー)に対する補助対象上限額の引き上げ
単価 1,480円/h⇒2,200円/h
(差額720円)
負担割合 都2/3 区1/3
差額のうち480円が都単独補助
事業時期 3年間(28-30年度)

◆対象となるテーマと活動例
・基礎学力の向上
宿題指導、補習
・教育的課題への取組み
英会話教室、理科実験教室
・体力の向上
サッカー教室、走り方教室
・伝統文化
茶道、将棋教室

◆北区の27年度謝礼単価(国単価)
地域リーダー 2,000円(1,480)
学習アドバイザー 1,480円(1,480)
地域サポーター 890円(740)
※地域サポーターは、地域別最低賃金が上限

土屋 さとし

公明

個人

九

二(二)ウ

次に、活動プログラムの充実による
基礎的学力等の定着についてです。

放課後子ども総合プランは、

安全安心な居場所であるとともに、
学校での学びを深めたり、広げたりする学習や、
文化・芸術に触れあう活動、スポーツ活動等、
多様な学習・体験活動のプログラムを
提供する場でもあります。

「北区放課後子ども総合プラン事業実施要綱」等
においては、

学習や体験・交流活動等を

事業の内容として位置付けており、
各「わくわく☆ひろば」では、

宿題指導や理科実験教室、

サッカー教室、茶道や将棋教室などの、

【次頁に続く】

土屋 さとし

公明

個人

九

【前頁から続く】

様々な活動プログラムが実施されています。

東京都の新規事業は、

「放課後子供教室」の活動内容の八割が

自由遊び・自主学習という各区の現状に鑑み、

国の補助に東京都独自の上乘せ補助を行うことで、

多様な人材を確保し、

基礎学力の向上等を含め

活動プログラムの充実を促進する取組です。

つきましては、この補助事業を活用し、

基礎学力の向上に向けた学習の充実を図るとともに、

さらに多様な活動プログラムの提供に

努めてまいります。

土屋さとし

公明

個人

九

(質問の事項及び要旨)

二 教育と福祉の連携について

(三) 子どもの貧困について

【要旨】

二千十三年の調査による子どもの貧困率は、十六・三%、ひとり親等の場合は五十四・六%と、過去最高と発表された。ODCA三十四力国中、最下位。貧困率を下げる施策が必要であるため、二千十三年に子供の貧困対策法が成立し、二千十四年には、大綱が策定された。対策の柱は教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援などであるが、学習と教育支援が中心で、貧困家庭を解消する対策は進んでいない。足立区では、小学一年生のいる家庭を対象に、収入や勤務状態、朝食の有無の生活状況などについて調査を開始した。そこで、北区におけるこどもの貧困対策の見解を問う。

土屋さとし	公明	個人	九
-------	----	----	---

二(三)

次に、子どもの貧困対策について、お答えします。
平成二十八年度に、北区における貧困対策を
総合的に推進するため、貧困の状況にある子どもや
家庭の実態把握とニーズ調査及び分析を行い、
支援ニーズに応えるため、支援体制の整備計画を
策定する予定です。

計画策定にあたっては、区の所管をまたぐ事業の
調整や連携を図りながら進める必要があるため、
子どもの未来応援担当副参事を新設し、
より効果的な施策展開を図ってまいります。
整備計画策定後には、定期的に進捗状況の
把握に努め、適切に各事業の評価・検証を
進めてまいります。

土屋 さとし

公明

個人

九

(質問の事項及び要旨)

二 教育と福祉の連携について

(四) 不登校について

ア 不登校の小中一貫教育の効果

【要旨】

新たに不登校となる小中学生が増えている。

北区は二〇一三年度全国を上回っている。

入間市の小中一貫教育を視察し、

幼保から小中高までの「子ども未来室事業」で

連携強化し、不登校児童生徒は

導入前の二〇〇六年一一三人の不登校児童生徒は

二〇一四年度全小学生七八七四人中〇に、

全中学生四〇〇一人中二十四人になった。

不登校の小中一貫教育の効果について

区教委の見解を伺う。

土屋 さとし

公明

個人

九

二(四)ア

次に、「不登校について」の「質問にお答えします。
北区では平成二十四年度から

全区立小中学校で小中一貫教育に取り組み、
児童・生徒及び教職員が

互いに連携・交流を深めることにより、
中学進学に対する子どもたちの不安や

「中一ギャップ」の解消に努めてまいりました。
学業の不振が不登校につながるケースもあるため、
平成二十六年度からは

「つまずきゼロプラン」を実施し、
中学校入学段階でみられる

小学校の学習内容に関するつまずきについて
サブファミリー内の小学校六年の担任教員と
中学校の教員が集まって共通理解に努め、
小学校卒業までに補充学習を行っています。

【後頁へ続く】

土屋 さとし

公明

個人

九

【前頁から続く】

不登校問題の原因は、

児童・生徒により様々ですが、

小中一貫教育を推進し、

小中学校の円滑な接続を図ることによって

解決できるケースも多くあると考えます。

あるサブファミリーの中学校では、

小学生の時に不登校傾向がみられた

新一年の生徒たちについて

小中学校で連携を図り、

中学入学前の春休み中に面談や家庭訪問を行い、

不登校傾向の解消につなげています。

今後とも、

不登校問題の解決に向けて、

各サブファミリーの取り組みの一層の充実に

努めてまいります。

土屋 さとし

公明

個人

九

(質問の事項及び要旨)

二 教育と福祉の連携について

(四) 不登校について

イ スクールソーシャルワーカー

【要旨】

北区のスクールソーシャルワーカーは訪問の結果、改善すべき点が見付かっても繋げるところが無いと聞いた。

都教育庁の二〇一六不登校対策新規事業に

学校内に

不登校対策を推進する中心的役割を担う教員を指定し、スクールソーシャルワーカーとの連絡調整を行う組織的取組を推進するモデル事業を実施とある。

教育委員会のスクールソーシャルワーカーとの

連絡調整の部署・仕組み、

都の事業について伺う。

土屋 さとし

公明

個人

九

二(四)イ

次に、スクールソーシャルワーカーにかんする
ご質問にお答えします。

現在、スクールソーシャルワーカーは、
教育相談所に配置されており、
学校訪問のほか、日々の教育相談の中で、
スクールソーシャルワーカーが
対応した方がよいケースについては、
迅速に対応できるよう努めています。

今年度からは、新たに統括指導員を配置し、
定期的にスクールソーシャルワーカーの
指導や相談を行い、対応力の向上を図っています。
スクールソーシャルワーカーが、
個々の家庭等を支援するためには、
多岐にわたる関係機関等との連携が必要であり、

【後頁へ続く】

土屋 さとし

公明

個人

九

【前頁から続く】

今後とも、強固なネットワークの構築に努めてまいります。

東京都では、次年度から、

総合的な不登校児童・生徒支援のモデル事業を都内四つの自治体で実施する予定です。

このモデル事業は、各小中学校において、不登校対策の中心的な役割を担う教員を指定し、校内の支援体制を強化するとともに、スクールソーシャルワーカーを配置して、教育委員会内に「支援チーム」を設け、不登校児童・生徒に直接支援を行っていくなど多岐にわたる事業です。

【後頁へ続く】

(答 弁 案)

教育長答弁

教育委員会事務局教育指導課

土屋 さとし

公明

個人

九

【前頁から続く】

北区といたしましては、現在実施している

「東京都スクールソーシャルワーカー活用事業」

及び「学校と家庭の連携推進事業」の充実を

今後とも図ってまいります。

新たなモデル事業の成果にも

充分注視してまいります。

土屋 さとし

公明

一般

九

(質問の事項及び要旨)

二 教育と福祉の連携について

(五) 教育委員会事務局の事務負担の軽減について

【要旨】

学校現場へ学校予算の執行権等を校長等に移譲するなど、学校の裁量権をさらに拡大することで、教育委員会事務局の事務負担を軽減することで、独自事業を行う体制づくりをすることについての教育長の考え方を問う。

土屋 さとし

公明

一般

九

二(五)

次に、「教育委員会事務局の事務負担の軽減について」です。

現在、学校長に対しましては、

支出命令権の金額を五十万円に上限設定するなど、一定の権限を委譲して裁量権を与えています。

この四月に組織改正を行い、

子育てと教育の両部門の連携を

さらに強化してまいります。

この時期を捉え、

ご指摘の趣旨を踏まえながら、

教育、子育てを取り巻く様々な課題解決に向けて、

より効果的・効率的な行政執行が実現できるよう

学校も含めて、事務の進め方を見直したいと考えます。

土屋 さとし

公明

個人

九

(質問の事項及び要旨)

三 食品ロスについて

(一) 廃棄食品問題について

ア ごみの排出事業者の処理現場の確認について

【要旨】

廃棄物処理法は二〇一一年の改正でごみを出す企業側が処理現場を確認することが盛り込まれたが区の見解は。

(参考)

①食品ロスとは、食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品や小売店での売れ残り・期限切れ、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残し・食材の余りなどが主な原因。

②産業廃棄物とは、食品製造業、医薬品製造業、香料製造業において、原料として使用した動物又は植物に係る不要物等。

土屋 さとし	公 明	個 人	九
--------	-----	-----	---

三―(一)ア

次に、食品ロスについて、順次お答えいたします。
始めに、廃棄食品問題についてです。

ご指摘のとおり、平成二十三年四月一日施行の改正廃棄物処理法では、産業廃棄物を排出する事業者について、その処理を委託するに際して、原則、処理施設を実地確認すること等の処理状況の確認が、努力義務として、整備されました。

産業廃棄物に関する指導・監督権限は東京都となりますが、区といたしましても、事業系廃棄物が適正に処理されるよう、区内事業者に対し、指導・助言してまいります。

土屋 さとし

公明

個人

九

(質問の事項及び要旨)

三 食品ロスについて

(一) 廃棄食品問題について

イ 廃棄食品が市場に出回った場合、

保健所のチェックができるのか

市場に出回ったカツは調理前の生肉に当たり

食品衛生法の食肉販売・転売は許可が必要である。

冷蔵保管できる施設が必要で、保健所の立入調査が

あるが、区がチェックできるのか伺う。

土屋 さとし

公 明

個 人

九

三 (一) イ

次に、廃棄食品の保健所におけるチエック
についてお答えします。

保健所における日常の食品等の

監視指導業務の中で、

違反食品等を見つけることは難しいものの、

行政機関からの通報や区民の苦情・相談等の中で

法令等の違反があれば、

適切に対処しているところです。

なお、事例の冷凍カツは、今のところ、

東京都内での流通報告はありませんが、

北区内での流通が確認された場合には、

流通経路の調査、施設の立入、

当該食品の回収指示など、

迅速かつ適切な措置を行い、

区民の食の安全・安心の確保に努めてまいります。

土屋 さとし

公明

個人

九

三 食品ロスについて

(二) 食品ロス啓発イベントについて

【要旨】

東京都環境局が、食品ロスの啓発イベントを開催した。区としてもイベントを実施すべきでは。

土屋 さとし	公 明	個 人	九
--------	-----	-----	---

三―(二)

次に、食品ロスの啓発イベントについてです。食品ロスには、事業者から出されるものと

家庭から出されるものがあり、食品事業者には、食品リサイクル法が適用され、削減目標などが努力義務とされ、

一定のロスの削減が図られています。

一方、家庭からの食品ロスは、その多くが、焼却あるいは埋立てられています。

北区では、家庭ごみの発生抑制のため、東京家政大学と連携して

リデュースクッキングという、レシピ本を作成しごみの少なくなる調理方法を提案いたしました。

今後も、他自治体が実施している、食品ロス削減の取組を参考に、関係機関や民間団体と連携したイベントを含め、

区民向けの普及啓発を検討してまいります。

土屋 さとし

公明

個人

九

(質問の事項及び要旨)

三 食品ロスについて

(三) フードバンクについて

【要旨】

昨年の生活困窮者自立支援法施行から子どもの困窮対策として、自治体はフードバンクを活用している。フードバンクの北区としての見解を問う。

土屋 さとし

公 明

個 人

九

三十一(三)

最後に、フードバンクについてです。

フードバンク活動とは、包装の印字ミスや

賞味期限が近いなど、食品の品質に問題はないが

廃棄されてしまう食品をNPO等が

企業や個人から寄贈を受け、必要とする人たちに

無償で提供する活動であり、

食品ロスの削減とともにごみの発生抑制にも

効果がある有意義な活動と認識しています。

(次頁へ続く)

土屋 さとし	公 明	個 人	九
--------	-----	-----	---

(前頁から続く)

現在、北区社会福祉協議会で、

寄贈を受けた飲食物について、

福祉施設や必要な方に配布を行うほか、

「北区くらしとしごと相談センター」で、

食材を必要とする方からの相談を受け、

フードバンクのNPOの紹介等を行っている

伺っています。

今後、これらの状況を見極めながら、

区として何ができるか考えてまいります。